

## 本人確認証

福生福第 号

名 前

生年月日 昭和 年 月 日

性 別

住 所 広島県福山市

写真

(3cm×2.5cm)

上記の者については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付の支給決定されていることを証明する。

発行日 年 ( 年) 月 日

福山市長



この確認証の有効期間は、 年 ( 年) 月 日  
から 年 ( 年) 月 日 までとする。

(注意)

- (1) この確認証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできません。
- (2) この確認証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出て下さい。
- (3) この確認証は、次の場合は直ちに発行者に返納してください。
  - ①御本人が支援給付を受けなくなったとき。
  - ②確認証の記載事項に変更があったとき。
  - ③確認証の有効期間が満了したとき。
  - ④確認証が使用に耐えなくなったとき。
  - ⑤確認証が再交付された後、紛失した確認証を発見したとき。
- (4) 医療機関で受診する際には、この確認証を窓口に提示して下さい。

90010

有効期間をご確認ください。